

消防予第 116 号
平成 9 年 6 月 30 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

地区音響装置の基準を定める告示の制定について(通知)

平成 9 年 6 月 30 日に地区音響装置の基準を定める告示(平成 9 年消防庁告示第 9 号)が制定された。

この告示は、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 24 条第 5 号ト及び第 5 号の 2 二の規定に基づき、自動火災報知設備の地区音響装置の基準を定めたものであり、その内容は下記のとおりである。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 基準の概要

- (1) 所要の用語の意義が定められたこと。
- (2) 地区音響装置の構造及び機能について定められたこと。
- (3) 音声切替装置(地区音響鳴動装置から、音響により警報を発する音響装置を鳴動させるための信号を受信したときに、音声により警報を発する音響装置に信号を発信してこれを鳴動させるものをいう。)の機能について定められたこと。

なお、当該基準については、受信機の地区音響鳴動装置の機能に係る基準と整合が図られたものであること。

- (4) スピーカーの機能について定められたこと。
- (5) 地区音響装置の試験(電圧変動試験、消費電流測定試験、音圧特性試験、連続鳴動試験、周囲温度試験、耐熱性試験、絶縁抵抗試験、絶縁耐力試験)及び試験を行った場合において満たすべき機能・性能等の水準について定められたこと。
- (6) 地区音響装置に掲げる表示について定められたこと。

2 施行期日等

(1) 施行期日

この告示は、平成 9 年 7 月 1 日から施行することとされたこと。

(2) 基準の適用

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 9 年自治省令第 19 号)附則第 2 項により、平成 9 年 7 月 1 日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、改築、移転、修繕、若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその

部分における自動火災報知設備のうち、この告示の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、なお従前の例によることとされていること。

3 その他

地区音響装置の基準への適合性を確保することを目的として、日本消防検定協会においては、引き続き鑑定を行うこととしていること。